

住宅・建築物 省エネ・省CO₂施策と 支援事業の概要

令和3年4月

住宅局 住宅生産課 建築環境企画室

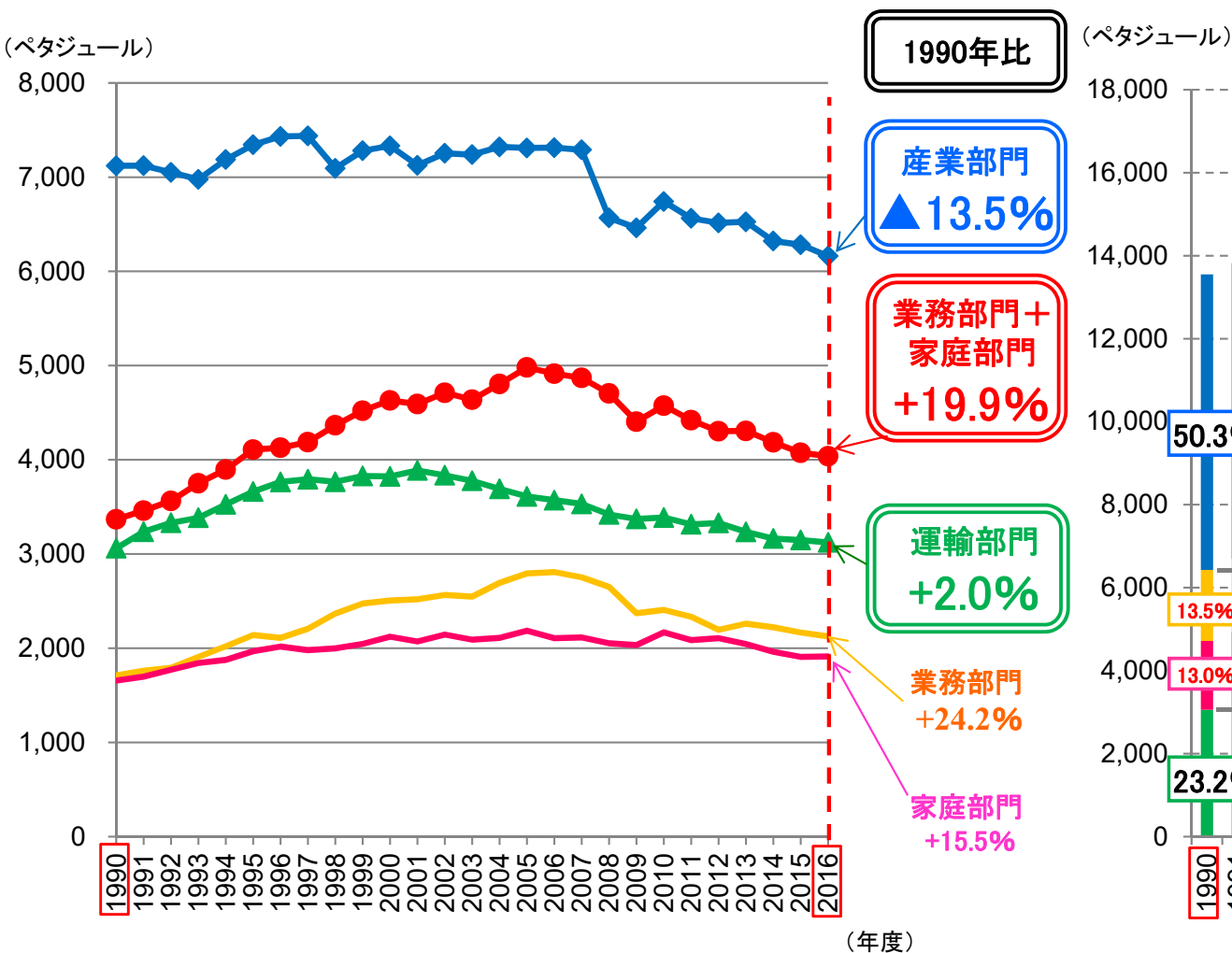
1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
2. 主な省エネ支援施策
3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

- 1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向**
2. 主な省エネ支援施策
3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

部門別のエネルギー消費の推移

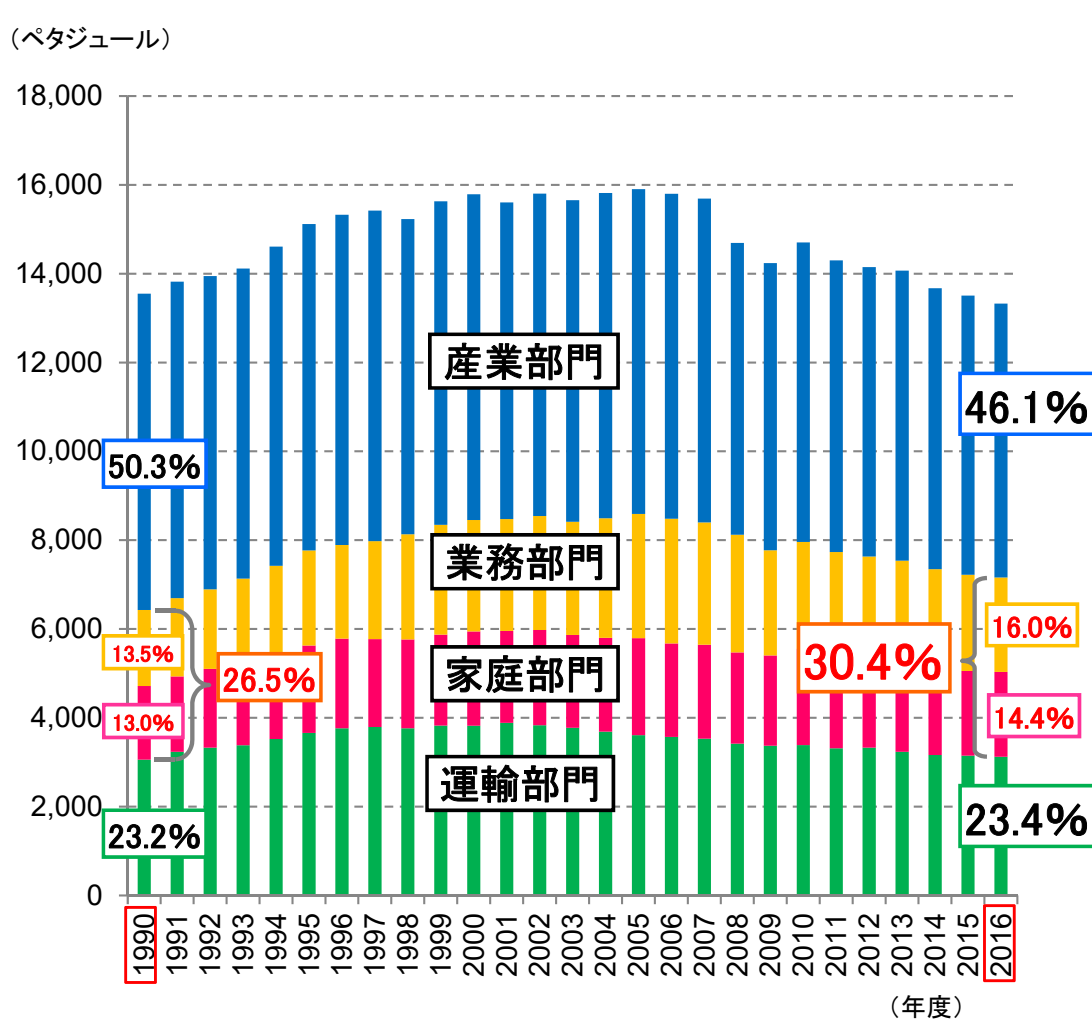
- 他部門（産業・運輸）が減少・微増する中、**業務部門・家庭部門のエネルギー消費量は大きく増加**し（90年比で約20%増）、現在では**全エネルギー消費量の約3割**を占めている。
- **建築物における省エネルギー対策の抜本的強化**が必要不可欠。

【最終エネルギー消費の推移】



出典:平成28年度エネルギー需給実績(確報)(資源エネルギー庁)

【シェアの推移】



出典:平成28年度エネルギー需給実績(確報)(資源エネルギー庁)

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

- 2015年7月、**2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26.0%減目標**を位置付けた「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事務局に提出。
- 2015年12月、COP21（気候変動枠組条約 第21回締約国会議）において、**全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定を採択**。
- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、**地球温暖化対策計画を策定（2016年5月13日閣議決定）**。

エネルギー起源CO2の各部門の排出量の目安

	CO2排出量(百万t-CO2)		
	2013年度実績	2030年度の目安	削減率
全体	1,235	927	(※) ▲25%
産業部門	429	401	▲7%
住宅・建築物分野	480	290	▲40%
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

住宅・建築物分野における省エネへの取り組みが強く求められている。

※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO2のほかに、非エネルギー起源CO2、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

- **法律の目的** 社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務制度、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の措置を講ずる。

■ 法律の概要

規制措置

● 適合義務制度

令和3年
4月1日施行

対象 特定建築物：2,000m²以上の建築物（住宅を除く）
⇒ **対象を300m²以上の建築物（住宅を除く）に拡大**

内容 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）への**適合義務**
基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関の**判定を受ける義務**

省エネ基準への適合が確認できない場合、
着工・開業ができない

● 説明義務制度

新規創設

令和3年
4月1日施行

対象 300m²未満の住宅・建築物

内容 設計の際に、建築士から建築主に対して、**省エネ基準への適否等の説明を行う義務**

● 届出義務制度

令和元年
11月16日施行

対象 300m²以上の住宅・建築物（特定建築物を除く）

内容 新築時等に、所管行政庁へ省エネ計画の**届出義務**（不適合の場合、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令）
⇒ **民間審査機関の活用により所管行政庁の審査（省エネ基準への適合確認）を合理化し、指示・命令等の監督体制を強化**

● 住宅トップランナー制度

令和元年
11月16日施行

対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者
注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者（追加）
賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者（追加）

内容 供給する住宅に関する省エネ性能の基準（住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導（必要に応じ、大臣が**勧告・命令・公表**）

誘導措置

● 容積率特例に係る認定制度

令和元年
11月16日施行

新築又は改修等の計画が**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることが可能
⇒ **対象に複数の建築物の連携による取組を追加**

※ 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（10%を上限）

● 省エネ性能に係る表示制度

令和3年
4月1日施行

基準適合認定制度（省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することが可能）

B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度、登録省エネ判定機関等による評価を受けると、省エネ性能に応じて5段階の★で表示することが可能）

- その他（基本方針の策定、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言、新技術の評価のための大臣認定制度、**条例による基準強化** 等）

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)

	改正前		改正後	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 <u>所管行政庁の審査手続を合理化</u> ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度 ※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への説明義務</u>	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への説明義務</u> トップランナー制度 ※ 【トップランナー基準適合】 <u>対象の拡大</u> 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 貸家 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

改正法の周知：改正建築物省エネ法オンライン講座のご案内



国土交通省からの重要なお知らせ

改正法の特設ホームページを開設しています。
必ずご確認ください！

改正建築物省エネ法が 令和3年4月に全面施行となります

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、説明会の開催に代わり、改正法の内容を動画にて説明するwebサイトを開設しました。
本年は対面での説明会は開催致しませんので関係者の方は必ずご確認ください。

改正法について学べる
オンライン講座はじめました

改正建築物省エネ法 オンライン講座

検索

<https://shoenehou-online.jp>



PC、スマホ、タブレット
から受講できます。

- ・説明会の開催に代えて改正法の内容を動画にて説明するWEBサイトを開設しています。
- ・改正法の内容や解説について、動画閲覧が可能。使用する資料は全てサイト内で閲覧・ダウンロードが可能です。
- ・使用するテキストの他、詳細な解説図書や説明義務で使用可能な資料や様式、よくあるQ&Aなども掲載しています。

『説明義務制度＜実演ドラマ＞』【令和2年12月更新】

- ・法改正で創設された説明義務に関し、説明義務制度で想定される一連の説明モデルをドラマ仕立てで解説しています。
- ・省エネ性能の評価・説明が不要、省エネ基準に不適合であったケースについても解説しています。
- ・説明時に使える資料や様式も掲載しています。

改正法の周知：国交省ランディングページのご案内

国土交通省

建築物省エネ法が改正されました

～令和2年度の改正建築物省エネ法に関する説明会の開催について～

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、説明会の開催に代わり、改正法の内容を動画にて説明するwebサイトを開設しました。是非ご確認ください。

住宅・建築物の事業者のみならず
法改正について学べる
オンライン講座 はじめました

詳しくはこちら

- ・改正建築物省エネ法に関する資料について、網羅的に掲載している国交省ランディングページを公開しています。
- ・建物の用途や規模に応じた省エネ性能の計算方法や、計算ツールについての解説、省エネ性能の評価・審査に関する資料などを掲載しています。
- ・建築物省エネ法に関する手続きで使用する様式や、広報用のマンガ・リーフレット類についても掲載しています。
- ・建築物省エネ法オンライン講座と併せて、改正建築物省エネ法の施行に向けた準備にご活用下さい。

説明会情報 改正法のポイント ライブラリー リンク集



検索

→「改正建築物省エネ法 - 国土交通省」
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

省エネ計算の解説や消費者向けの広報ツールなど掲載

1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
- 2. 主な省エネ支援施策**
3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

省エネ住宅・建築物の新築に対する主な支援措置(R3年度予算等)

<新築住宅を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算額	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 (高度省エネ型) 補助	140億円 の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われる省エネ性能に優れた木造住宅の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 限度額:ZEH 140万円/戸 低炭素認定住宅 110万円/戸 ほか
サステナブル建築物等 先導事業(省CO2先導型) 補助	74.9億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む住宅(主にLCCM住宅)の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 ※LCCM住宅 以外の場合は 建築物に準じる 限度額:125万円/戸(※)
フラット35S 融資		省エネ性能に優れた住宅の新築	適用金利▲0.25%/年、当初5年間(※) ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
住宅ローン減税(所得税) 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	一般住宅に比べ、 最大控除額を100万円加算【税額控除】 (消費税率10%が適用される住宅の新築をした場合、最大控除額を120万円加算【税額控除】)
投資型減税(所得税) 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	控除率:標準的な性能強化費用相当額の10% 最大控除額:65万円【税額控除】
固定資産税、登録免許税、 不動産取得税の優遇措置 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	固定資産税 :一般住宅に比べ、軽減期間を2年延長(※) 登録免許税 :一般住宅に比べ、税率を0.05%-0.2%減免 不動産取得税:一般住宅に比べ、課税標準からの控除額を100万円増額(※) (※)の特例については認定長期優良住宅のみ
贈与税非課税措置 税		住宅取得費用の贈与を受けて行う省エネ性能(省エネ基準相当)に優れた住宅の新築	一般住宅に比べ、 非課税限度額を500万円加算

<新築建築物を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算額	支援対象	主な補助率・補助額等
サステナブル建築物等 先導事業(省CO2先導型) 補助	74.9億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む建築物の新築	補助率:1/2 限度額:5億円/プロジェクト ※住宅事業や 改修事業も対象
省エネ街区形成事業	74.9億円 の内数	複数建物の連携により街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクト	補助率:1/2 限度額:5億円/プロジェクト ※住宅事業や 改修事業も対象

省エネ住宅・建築物の改修に対する主な支援措置(R3年度予算等)

<住宅の改修を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算額	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 (省エネ改修型) <small>【平成31年度より開始】</small> 補助	140億円 の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われる 木造住宅の省エネ改修工事(省エネ基準相当)	50万円/戸(定額)
長期優良住宅化リフォーム 推進事業 補助	45億円	省エネ性能等を有する住宅(省エネ基準相当)への改 修工事	補助率: 1/3 限度額: 200万円/戸(※) ※省エネ基準▲20%相当の場合は250万円/戸
フラット35リノベ 融資		中古住宅購入とあわせて実施する省エネ性能の 向上に資する改修工事	適用金利▲0.5%/年、当初5年間(※) ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
省エネリフォーム税制 (所得税/投資型) <small>※別途、ローン型もあり</small> 税		省エネ性能を有する住宅への改修工事	控除率: 標準的な工事費用相当額の10% 最大控除額: 25万円/戸(※)【税額控除】 ※太陽光発電を設置する場合は35万円/戸
贈与税非課税措置 税		住宅取得等費用の贈与を受けて行う省エネ性能 を有する住宅(省エネ基準相当等)への改修工事	一般住宅に比べ、 非課税限度額を500万円加算

<建築物の改修を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算額	支援対象	主な補助率・補助額等
既存建築物 省エネ化推進事業 補助	74.9億円 の内数	20%以上の省エネ効果が見込まれる 既存建築物の省エネ改修工事等	補助率: 1/3 限度額: 5,000万円/プロジェクト

本日より紹介する補助事業の種類と公募スケジュール

事業名称		第1回募集	第2回募集(予定)
サステナブル 建築物先導事業	省CO ₂ 先導型	4/19～5/31	夏頃を予定
	気候風土適応型	4/19～5/28	夏頃を予定
	木造先導型	4/1～4/23	4/26～7/30(2次募集) 8/2～10/29(3次募集)
	次世代住宅型	4/20～5/31	夏頃を予定
既存建築物 省エネ化推進事業	建築物の改修工事	4/19～5/26	夏頃を予定
	省エネルギー性能 の診断・表示	4/19～9/30	—
省エネ街区形成事業		4/19～5/31	

※第2回募集について、予算の執行状況等によっては、これによらない場合があります。

1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
2. 主な省エネ支援施策
- 3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要**
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)の令和3年度の主な変更点

令和2年度からの主な変更点(下線部が変更箇所)

■『一般部門』において評価の考え方に項目を追加

○省CO₂にかかる多様な分野、段階、規模、地域等の取り組みを評価
(追加項目)

・省CO₂やエネルギー利用の効率化や平準化に資するとともに、良質な居住・執務環境の提供を目指した健康性・快適性・知的生産性の向上や、非常時においても自立的に業務・生活・避難受け入れ等を継続する機能を有するなど、省CO₂と付加価値を両立する取り組みを積極的に評価します。(SDGsに向けた取り組みが明示されているものは、その取り組みも評価します。)

【優先課題】(項目追加)

課題:「省CO₂の実現とともに良質な居住・生産環境の提供を目指し、健康性・快適性等の向上に関する先導的な取り組み」

○省CO₂の実現とともに、建物用途等に応じた良質な居住・執務環境の提供を目指した

健康性・快適性・知的生産性等の向上に関する取り組みの先導性を重点的に評価します。

・「ESG 不動産投資のあり方検討会 中間とりまとめ」を踏まえた、建物利用者が健康で快適に建物を利用すること等を促進・支援する取り組み

・オフィスビル等における知的生産性向上(作業効率向上、知識創造性向上、意欲向上、人材確保の優位性)を支援する取り組み

・感染症の感染予防に資する建築計画、設備仕様・性能、維持管理等、健康の安全性を高める取り組み など

■『LCCM住宅部門』において事業完了報告等手続きの簡略化を検討

・完了報告等の審査において、LCCM住宅認証を既に取得しているものは事務事業者の審査の省略を検討中

■『賃貸住宅トッパー事業者部門』において対象等を変更

○対象事業者 : 住宅トッパー基準(賃貸住宅)を上回る省エネルギー性能を有する賃貸住宅(請負型規格住宅)の供給事業者(年間供給戸数が1,000戸未満の事業者の提案を可能とする。)

○補助上限額 : 1戸あたり20万円かつ2億円/プロジェクト

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO₂プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

※先導性:技術的先進性かつ普及性

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅		
	一般※	中小規模建築物	一般※ (共同、戸建)	LCCM住宅 (戸建)	賃貸住宅TR 事業者部門 (共同)
新築	○	○	○	○	○
改修	○	—	○	—	—

※ 一般部門においては、省CO₂に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

※ 一般とは、「中小規模建築物」以外の建築物(非住宅)、「LCCM住宅」以外の住宅(共同住宅、戸建住宅)

【事業の要件(共通)】

- ・それぞれの部門で定められた省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うもの。
- ・運用後のエネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する計画書を提出するもの。
- ・当該年度中に事業着手するもの。
- ・住宅・建築物プロジェクト総体として省CO₂を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること。 等

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)

【各部門の比較】

住宅		
一般部門(共同・戸建住宅)	LCCM住宅部門(戸建住宅)	賃貸住宅トプランナー事業者部門(共同住宅)
<p>対象事業 省エネ・省CO₂に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクト 〔 共同:原則4年以内 戸建:原則2年以内 〕</p> <p>対象業者 建築主、建築主と連携して導入する者 等</p> <p>補助金額 設計費・建設工事費等の1/2</p> <p>補助上限 原則5億円 (戸建:200万円/戸)</p> <p>応募要件 先導性がある リーディングプロジェクト 等</p>	<p>対象事業 LCCO₂の評価結果が0以下となる戸建住宅の新築事業 (原則2年以内)</p> <p>対象業者 戸建住宅を供給する事業者</p> <p>補助金額 設計費+建設工事費のかかり増し費用の1/2</p> <p>補助上限 原則5億円 〔125万円/戸 かつ かかり増し費用の1/2〕</p> <p>応募要件 LCCO₂が0以下かつ、 ZEH要件に適合かつ、 CASBEE B+以上 等</p>	<p>対象事業 住宅トプランナー基準を上回る省エネ性能を有する賃貸住宅の新築事業(原則2年以内)</p> <p>対象業者 先導的な省エネ・省CO₂取組を行う賃貸住宅(請負型規格住宅)を供給する事業者 (年間供給戸数が1,000戸未満の事業者の提案も可)</p> <p>補助金額 設計費+建設工事費のかかり増し費用の1/2</p> <p>補助上限 2億円/プロジェクト 〔20万円/戸 かつ かかり増し費用の1/2〕</p> <p>応募要件 ・住宅TR基準を上回る省エネ性能(BEI0.85以下等)を有する請負型規格住宅 ・省エネ・省CO₂の促進に向けた取り組みの提案・報告 等</p>

※事業の流れ:建築物(非住宅)と同様

省CO₂先導型 一般部門(非住宅・共同住宅・戸建住宅)

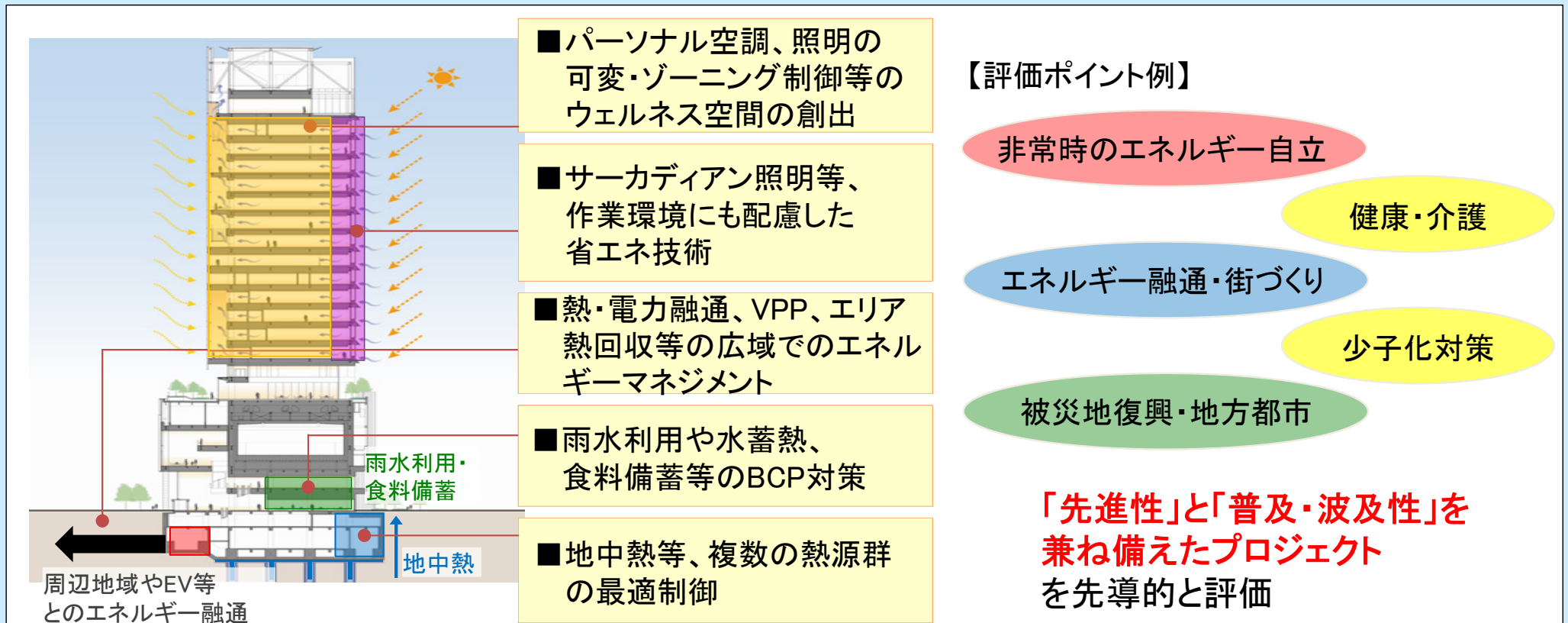
【対象となる事業】

非住宅(中小規模建築物部門を除く)、共同住宅、戸建住宅(LCCM部門を除く)の新築・既築プロジェクト

【基本要件】

- ・省CO₂技術の適用、応用に工夫が認められ、他のプロジェクトへの波及効果・普及効果が期待されるもの
- ・住宅・建築物プロジェクト総体としての省CO₂実現に向けた取り組みであるもの。
- ・省CO₂にかかる多様な分野、段階、規模、地域等の取り組みであるもの。 等

【省エネ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】



省CO₂先導型 中小規模建築物部門(非住宅)

【対象となる事業】

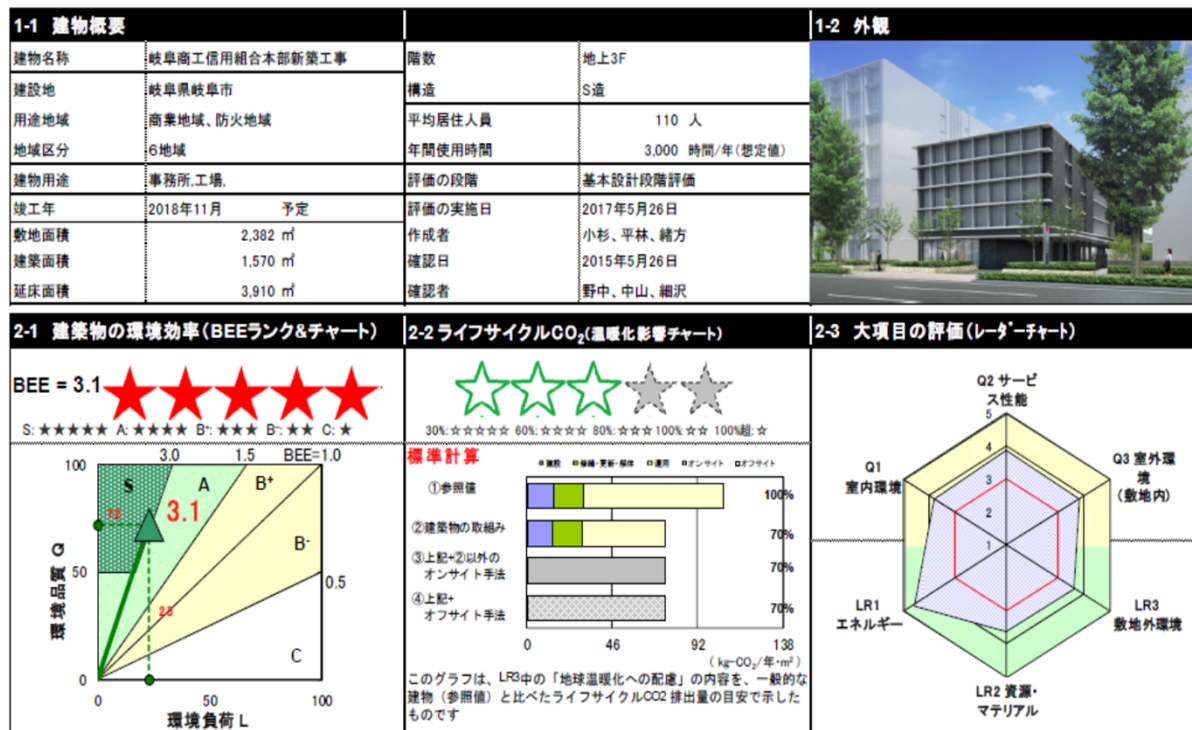
延面積が、概ね5,000m²以下(最大でも10,000m²未満)の中小建築物における新築プロジェクト

【基本要件】

下記の全てを満足するものかつ、省CO₂の波及、普及に資するリーディングプロジェクトを評価

- ・総合的な建築物の環境性能について、CASBEEのSランク相当の性能を有するもの
- ・省エネルギー性能について、BELSの5つ星の性能を有するもの
- ・上記2項目については、第三者評価を取得するものであること
- ・先導的な省CO₂技術(普及途上、過去に採択済み及びその類似の技術でも可)をバランス良く導入するもの 等

【採択事例】



建物用途	事務所
延床面積	3,910 m ²
BEI	0.60
BPI	0.80

省CO₂先導型 LCCM住宅部門(戸建住宅)

【対象となる事業】

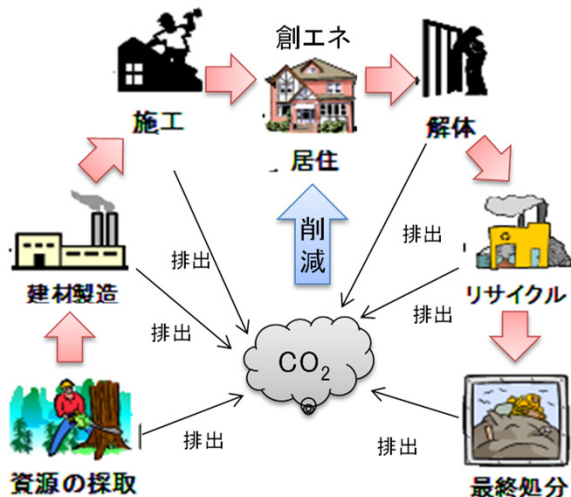
戸建住宅を新築する事業で、省CO₂技術の波及・普及に資するプロジェクト

【基本要件】

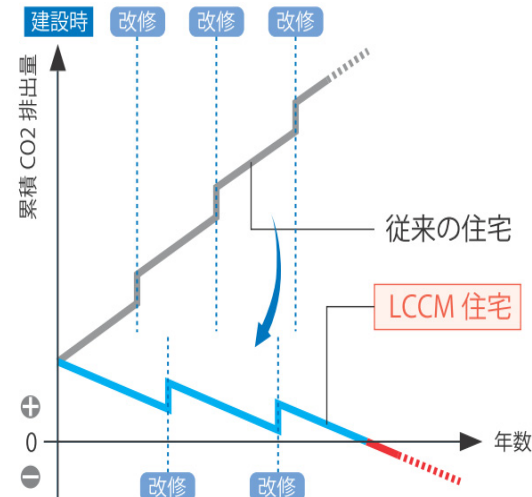
- ・LCCO₂を算定し、その結果が0以下となるもの
- ・ZEHの要件をすべて満たすもの(Nearly ZEH、ZEH Orientedは含まない)
- ・CASBEEのB+ランク又は同等以上の性能を有するもの(ただし、長期優良住宅認定を受けるものはこの限りでない)等

【LCCM住宅とは】

使用段階のCO₂排出量に加え、資材製造や建設段階のCO₂排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅



LCCM住宅のライフサイクルとCO₂排出のイメージ



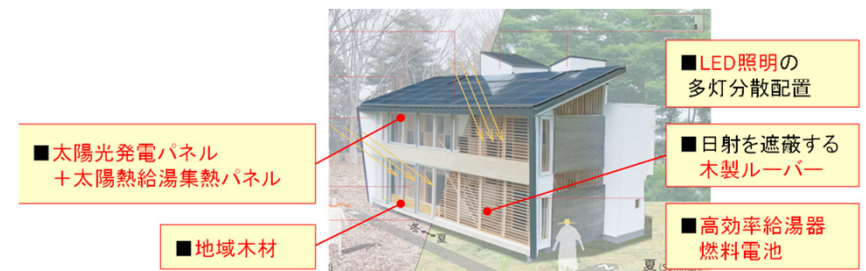
ライフサイクル全体を通じたCO₂排出量推移のイメージ

【LCCM住宅部門の概要】

一定の要件に該当するLCCM住宅を新築する事業を先導性の高いプロジェクトとして支援

○LCCM住宅の例

LCCM住宅デモンストレーション棟(建築研究所内)



【補助対象工事】 高断熱化・高効率設備に係る工事等

【補助率】 補助対象工事の掛かり増し費用の1/2

【補助限度額】 125万円/戸かつ5億円/プロジェクト

令和元年5月に改正建築物省エネ法が公布、同年11月に法公布後6ヶ月以内施行が実施され、住宅トップランナー制度の対象が拡大されたことを受け、「賃貸住宅トップランナー事業者部門」を創設しました。

【対象となる事業】

住宅トップランナー制度の対象となる賃貸住宅供給事業者で、賃貸住宅を新築し、賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組みを行う事業（原則2年以内に完了する事業）

【基本要件】

- ・以下の「住宅トップランナー基準(賃貸住宅)を上回る省エネルギー性能」を有する賃貸住宅であること
 - 1) 外皮性能が住棟全体で省エネルギー基準に適合
 - 2) 一次エネルギー消費性能(BEI)が住棟全体で0.85以下
- ・賃貸住宅の省エネ・省CO₂の促進に向けた以下の先導的な取り組みを提案し、実施状況を報告するものであること
 - 1) 住宅トップランナー基準(賃貸住宅)達成の為の技術開発・仕様の改善等の取り組み
 - 2) 流通段階(物件掲載サイト・広告等)における省エネ性能の表示を促進する取り組み
 - 3) 持続可能な社会の構築に向けた賃貸住宅供給事業者としての取り組み(SDGs等)
 - 4) 住宅トップランナー基準(賃貸住宅)達成計画書の提出及び報告

等

※年間供給戸数が1,000戸未満の事業者の提案も可

- ## 【補助対象範囲】
- ・設計費(省エネルギー性能の第三者評価の取得に関する費用)
 - ・建設工事費(補助対象工事の掛かり増し費用)

【補助率】 補助対象範囲の1/2

【補助限度額】 20万円/戸かつ5千万円/年(2億円/プロジェクト)

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型) 実績

		H20		H21		H22		H23			H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		計
		①	②	①	②	①	②	①	②	③	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	
応募件数		120	35	46	52	49	42	39	35	29	60	32	25	17	11	17	18	19	8	12	24	19	78	13	115	14	50	17	996
採択件数		10	11	16	20	14	14	13	12	21	15	10	11	10	7	10	9	12	6	8	10	9	74	8	108	13	48	16	515
採 択 内 訳	建築物	4	5	8	9	8	8	5	6	2	8	4	6	3	4	4	3	8	2	6	2	2	5	5	4	1	3	3	128
	中小規模建築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	0	1	0	0	2	3	0	10
	戸建住宅	4	3	0	5	0	3	3	3	19	5	1	4	3	0	1	1	1	2	0	1	4	0	1	1	0	0	0	65
	共同住宅	0	1	2	3	3	0	1	1	0	0	1	0	2	1	2	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	23
	LCCM住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	-	103	8	38	11	227
	賃貸TR事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
	改修	1	1	4	1	2	1	2	0	0	1	2	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	1	27
	マネジメント	1	1	1	0	1	1	1	2	0	0	2	0	1	1	1	3	1	1	1	2	1	1	0	0	1	0	1	25
技術の検証	0	0	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7

注1) 平成23年度第3回は東日本大震災の被災地を対象とした「特定被災区域部門」として実施
 注2) 中小規模建築物は、採択条件を見直した平成28年度第2回以降の集計値を示す
 注3) 採択後に辞退したものを含む

※単位：プロジェクト件数

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型) ホームページの紹介

- <https://www.kenken.go.jp/shouco2/index.html> にホームページが開設されております。
- 「募集要領、QAの掲載」や「審査結果と過去事例の紹介」等が掲載されています。
- 過去事例の紹介では、これまで実施された技術が紹介されておりますので参考として下さい。

【ホームページ画面】

国立研究開発法人 建築研究所
Building Research Institute

HOME 公募要領 **審査結果と事業成果に関する資料** シンポジウム 評価委員会 お問い合わせ 建研HP

サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型)

HOME > 審査結果と事業成果に関する資料

審査結果と事業成果に関する資料

採択プロジェクト一覧と総評

これまでに採択されたプロジェクトの評価結果は以下よりご確認ください。

> <http://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html>

採択プロジェクトの技術紹介

採択プロジェクトの技術紹介は以下よりダウンロードできます。

- ▶ 平成30年度採択プロジェクトの技術紹介 (第23回住宅・建築物省CO₂シンポジウム資料)
- ▶ 平成27年度～平成29年度採択プロジェクトの技術紹介 (第21回住宅・建築物省CO₂シンポジウム資料)

<<参考>>

住宅・建築物省CO₂先導事業における審査結果と事業成果に関する資料は、以下のページからダウンロードができます。

住宅・建築物省CO₂先導事業 (※平成26年度に終了しました。)

> <http://www.kenken.go.jp/shouco2/past/rm.html>

【過去採択事例の技術紹介】

サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型)
(平成27年度～29年度)
における採択事例の技術紹介

国立研究開発法人 建築研究所
一般社団法人 日本サステナブル建築協会

(3) 自然エネルギーの活用

①自然換気・自然採光

a. 自然換気と室内正圧制御による健やか換気システム
(027-1-1, 新南極公館ビル, 一般部門)

外気の状態に応じてテナントが自然換気モードと通常モード(室内正圧モード)を選択できるシステムを導入。自然換気時は南西側からの卓越風を活用した風力換気を行い、中間期における空調消費電力の低減を図る。また、通常モードでは換気室内を正圧とし、室内の空気を清浄に保つ計画としている。

自然換気(卓越風) 新鮮外気 卓越風 自然換気

汚染外気 プラス圧 外気機 省CO₂技術

自然換気 ← 卓越風圧 > プラス圧 → 換気セーブ 自然CO₂セーブ

b. 自然換気と自然採光(病室)
(027-1-2, 松山赤十字病院, 一般部門)

4～10月は東からの風が最多風向となる地域特性を活かし、東西面と北面に突出した窓から風圧により外気を取り入れ、廊下を介し病室に導き、DCモーター型排気ファンユニット装置により排出する。さらに簾状の平型ルーバーによるライトシェルフ効果で自然採光を促進する。

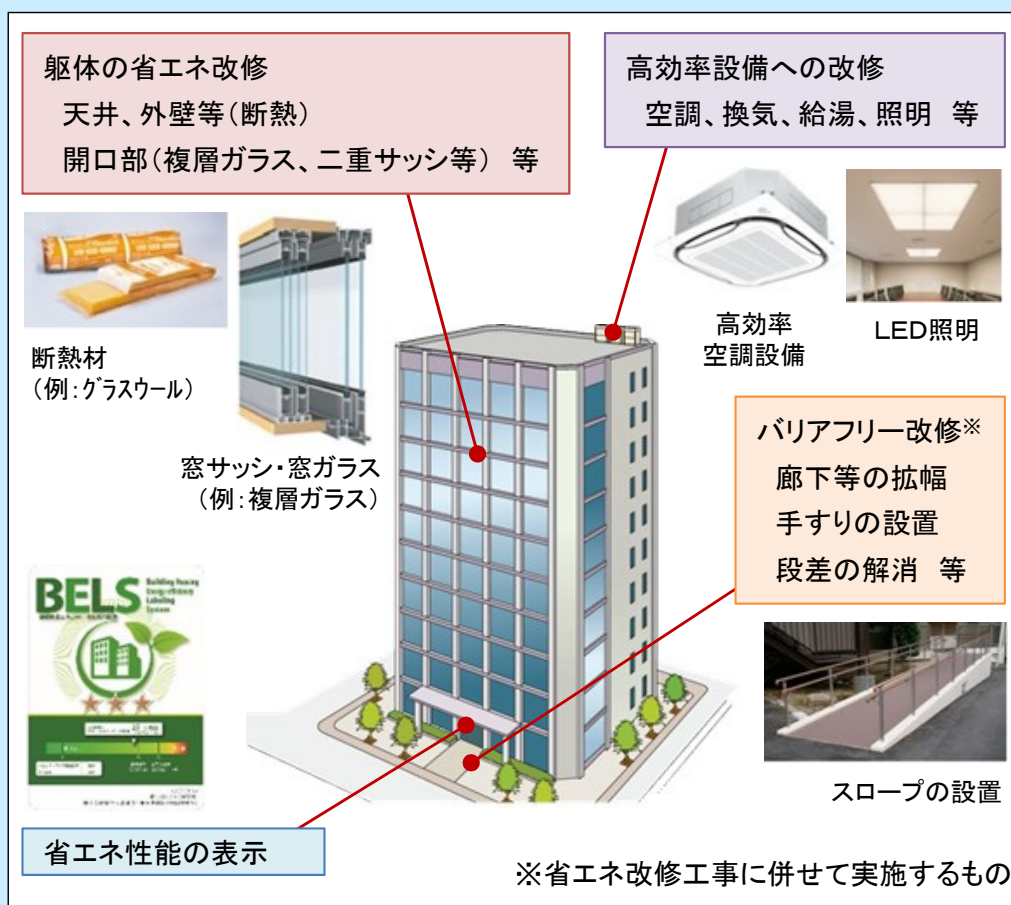
1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
2. 主な省エネ支援施策
3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要
- 4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要**
5. その他

【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】



【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 改修後に耐震性を有すること
- ⑤ 省エネ性能を表示すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること 等

【補助額・スケジュール等】

＜補助対象＞ (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

＜補助率＞ 補助対象工事の1/3

＜限度額＞ 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

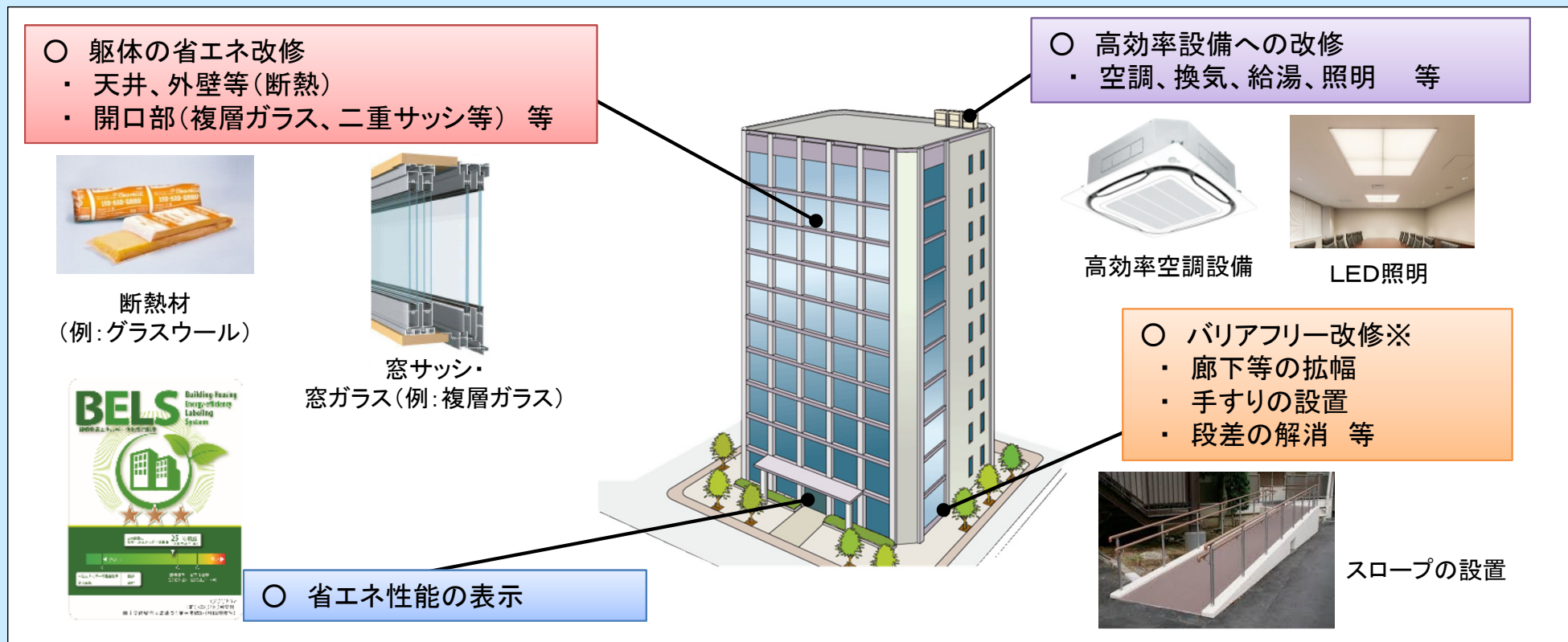
＜事業期間＞ 原則として当該年度に事業が完了

【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすることを要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等を促進することを期待。

【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】



※省エネ改修工事に併せて実施するもの

改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

【要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

- ※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。
- ※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。(基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

【募集期間】 4月19日～9月30日

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組み※の例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取組みと連携して表示を活用
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等) 等

★事例の詳細は下記HPに記載

https://www.kkj.or.jp/kizon_se/kizon2020-seinoushinda_dl.html

※取組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例 (広告チラシやフロアマップ)

省エネ性能の表示

BELS Building Energy Labeling System

1 エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等

2 省エネ性能の診断・表示と連携して表示を活用

3 エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等

4 エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等

5 エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等

6 エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等

B1

当店の省エネ性能

皆様のご来店を心よりお待ちしております。

〇〇百貨店

1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
2. 主な省エネ支援施策
3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

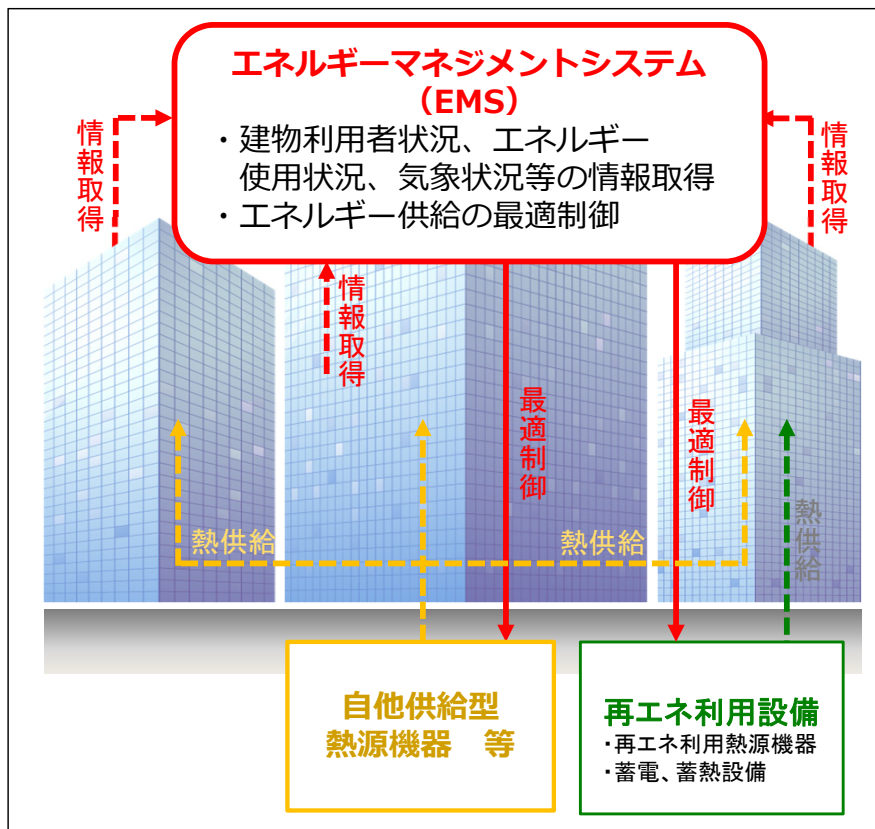
【概要と目的】

エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムを導入し、複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用をおこなうプロジェクトの支援を行う。



街区全体として高い省エネ性能を実現し、当該技術の波及・普及を期待

【街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトのイメージ】



＜対象となる事業＞

- EMS(※)を導入し、建築物省エネ法に基づく複数の住宅・建築物で連携した取組に係るエネルギー消費性能向上計画認定を受けていること
- 当該事業に係る複数の住宅・建築物全体でのBEI(設計一次エネルギー消費量/基準一次エネルギー消費量)が0.7を超えないこと 等 ※EMS:エネルギーマネジメントシステム

＜補助対象＞

- EMSの導入に係る調査設計費
- EMSの整備費
- エネルギー消費性能向上計画に位置づけられ、EMSにより高い省エネ効果を発現するために設けられた設備等(自他供給型熱源機器、再エネ利用設備、自他供給型熱源機器に必要な配管・電気配線、補機等)

＜補助率＞ 補助対象工事等の1/2

＜限度額＞ 1プロジェクトあたり5億円

※同一のプロジェクトについて省エネ街区形成事業とサステナブル建築物等先導事業の両方に応募する場合は、両事業の公募に対し、同時に提案申請を行うこととする。

気候風土に応じた住宅の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

気候風土適応分野(地域の気候風土に応じた環境負荷の低い住宅)の概要

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的な住宅の建設に対して、国が掛かり増し費用の一部を補助。

● 補助対象事業者
民間事業者等

● 補助額
【建設工事費】
気候風土に適応した環境負荷の低い住宅とすることによる掛かり増し費用の1/2の額。ただし、補助対象となる部分の建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を上限額とする。

● 対象プロジェクト
伝統的な建築技術を応用しつつも、省エネ化の工夫や現行基準で評価が難しい環境負荷低減対策等を行うことにより、長期優良住宅や低炭素住宅と同程度に良質なモデル的住宅の建設。
※専門家による評価委員会により、審査を実施。

- 現行の省エネ基準では評価が難しい環境負荷低減を図る取組(想定)
- 縁側の両側のガラスと障子等によるダブルスキンで断熱効果を向上
- 通風など建築計画の工夫による冷房負荷等の低減
- 地域材の多用

◆ 補助対象住宅のイメージ

○ 外観のイメージ



○ 内観のイメージ



○ 土壁で外断熱とした施工のイメージ



木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

木造先導型の概要

(1) 多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を助成。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以下。

【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以下。

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※ 補助額の上限は原則合計5億円

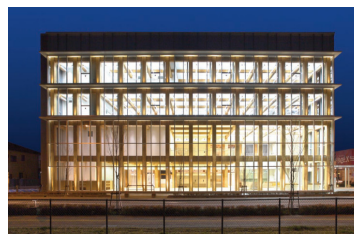
● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入
- ② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
- ③ 建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のもの
- ④ 多数の者が利用する施設
- ⑤ 設計・施工に係る技術等の公開の実施等



CLT工法による木造ホテル



木質ハイブリッド構造部材を使用した耐火建築物

(2) 実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を助成。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費及び建設工事費】

定額(上限30百万円)



CLT(直交集成板)パネル CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

(概要)
 ・子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネス市場の創出・拡大の促進を図るため、健康・介護、少子化対策等に寄与するIoT技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行う事業に対して支援を実施。

事業概要

【対象事業】

住宅において、IoT技術等を活用して住宅や住生活の質の向上に資する取組の実用化に向けた課題・効果等の実証事業を実施するもの。

【補助率】 1/2

【限度額】 5億円 等

<住宅や住生活の質の向上に資する取組テーマ>

高齢者・障害者等の自立支援

高齢者や障がい者等にとって、プライバシーが確保されつつ、自立的な日常生活(建具等の自動開閉、移動支援、自力での入浴や排泄)を可能とする住宅や、災害時の自立的な避難(災害情報の通知、避難のための経路確保・移動支援)を可能とする住宅・サービスの実現

健康管理の支援

高齢者等にとって、プライバシーが確保されつつ、病気の早期発見を可能とし、なるべく長く健康かつ自立的な生活を送ることを可能とする住宅・サービスの実現

防犯対策の充実

居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、子どもをはじめとする居住者の安全・安心の確保を可能とする住宅・サービスの実現

コミュニティの維持・形成

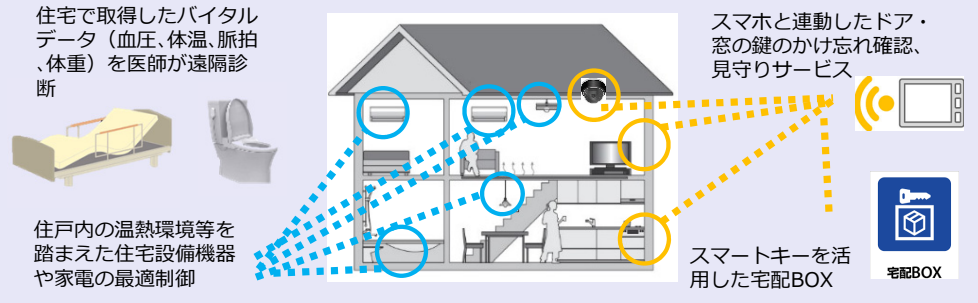
居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、高齢者等が地域のサポートや繋がりといった共助を得られる仕組みや、マンション居住者同士でのサポートや繋がりといった共助が促される住宅・サービスの実現

家事負担の軽減・時間短縮

住宅のレイアウト変更や掃除、メンテナンスの容易性を前提とし、子どもにとっての安全性にも配慮して、家事負担(子どもの見守りを含む)の軽減を可能とする住宅・サービスの実現

物流効率化への貢献

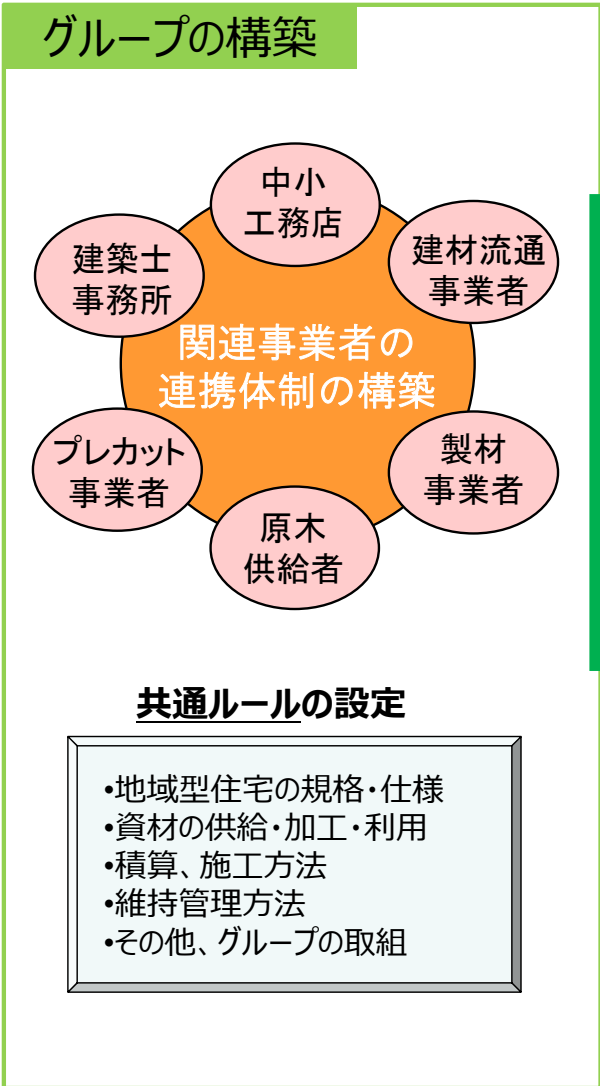
住宅のセキュリティや居住者のプライバシーを確保しつつ、不在再配達削減を可能とする住宅・サービスの実現



効果

- 住生活の質の向上
- 住生活関連の新たなビジネスの成長

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の省エネ改修の促進を図るとともに、当該木造住宅の整備と併せて行う三世帯同居への対応等に対して支援を行う。



地域型住宅・建築物の整備

補助対象（住宅）のイメージ

補助対象（建築物）のイメージ

1次エネルギー消費量が基準と比べ少ない

その他一定の措置（選択）

- ・BEMSの導入
- ・節水対策
- ・ヒートアイランド対策等

タイプ	補助限度額
長寿命型 長期優良住宅	110万円/戸 ※1
高度省エネ型 認定低炭素住宅	110万円/戸 ※1
高度省エネ型 性能向上計画認定住宅	110万円/戸 ※1
ゼロエネ住宅型 ゼロ・エネルギー住宅	140万円/戸 ※2
※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸 ※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸	
省エネ改修型 省エネ性能が一定程度向上する断熱改修	50万円/戸
優良建築物型 認定低炭素建築物など一定の良質な建築物	1万円/m ² （床面積）

・地域材加算 …… 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算

・三世帯同居加算 … 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算